平成２３年（フ）第１００号
山口県山陽小野田市柿の木坂１丁目３番８―１号　市営住宅８棟１号、旧住所山口県山陽小野田市高千帆２丁目５番10号
債務者　中谷千代子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１６４号
愛知県蒲郡市形原町春日浦５番地２　県営春日浦住宅２棟409号
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７１８号
大阪市大正区泉尾２丁目１番２―105号、前住所大阪市西成区北津守１丁目３番１―402号
債務者　米田興業こと　米田　義照
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３２２号
大阪市都島区都島本通４丁目23番９―213号
債務者　大住　紀雄
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９５号
大阪府東大阪市御厨東２丁目11番37号
債務者　小林　初代
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５７５号
大阪府東大阪市中新開２丁目８番19号　ル・シェル・ブルー102号石川雄一郎方
債務者　西尾　元宏
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１０号
大阪市浪速区下寺１丁目２番18号　パール日本橋１Ａ号、住民票上の住所大阪市浪速区下寺３丁目７番15―506号
債務者　佐藤　利夫
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０２号
大阪府枚方市藤阪西町１―５―505、住民票上の住所大阪府枚方市招提南町３丁目17番１―507号
債務者　福田環境サービスこと　福田　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８６号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目３番45号　リトル菱屋西103号
債務者　笠川　啓二
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９７号
大阪府枚方市長尾台３丁目28番35号
債務者　藤元　伸広
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１９号
大阪市福島区大開３丁目２番30―406号
債務者　野村　依子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２３０号
大阪府寝屋川市上神田１丁目13番８号
債務者　松田裕里恵
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２２号
大阪市東淀川区豊里６丁目23番13―102号、前住所大阪市東淀川区豊里７丁目２番25号
債務者　新川　亜紀
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３５号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目３番20―401号
債務者　渡部アキ子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９４号
大阪市生野区小路東５丁目２番23号
債務者　髙橋　智宏
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５０７号
大阪府豊中市曽根南町３丁目３番１―404号
債務者　山田　直男
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８４号
大阪府守口市大久保町５丁目28番６号
債務者　西森縫製所こと　西森　利弘
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部